

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
久留米市 大刀洗町	(有)北野猪口タクシー (R5.10.1~R6.5.31)	(1) Aコープ~ますかげ~A コープ	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	Aコープ大刀洗店	循環 14.4km .km	94日	94.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	安全タクシー(有) (R6.6.1~R6.9.30)	(1) Aコープ~ますかげ~A コープ	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	Aコープ大刀洗店	循環 14.4km .km	47日	47.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	(有)北野猪口タクシー (R5.10.1~R6.5.31)	(2) Aコープ~ますかげ~ド ラコス	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	ドラッグコスモス北野 店	往 12.5km 復 12.5km	94日	188.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	安全タクシー(有) (R6.6.1~R6.9.30)	(2) Aコープ~ますかげ~ド ラコス	Aコープ大刀洗店	大城ます かげセン ター	ドラッグコスモス北野 店	往 12.5km 復 12.5km	47日	94.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	(有)北野猪口タクシー (R5.10.1~R6.5.31)	(3) Aコープ~金島~善導 寺	Aコープ大刀洗店	金島駅前	プラザ善導寺	往 13.6km 復 13.6km	94日	94.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	安全タクシー(有) (R6.6.1~R6.9.30)	(3) Aコープ~金島~善導 寺	Aコープ大刀洗店	金島駅前	プラザ善導寺	往 13.6km 復 13.6km	47日	47.0回		路線定期	②(2)	西鉄の金島駅と金島駅前停留所にて 接続	③
	(有)北野猪口タクシー (R5.10.1~R6.5.31)	(11) 北野線(慧華経由、すま いる終点)	古賀茶屋駅	慧華の湯	コスモすまいる北野	往 15.1km 復 15.1km	101日	50.5回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留 所にて接続	③
	安全タクシー(有) (R6.6.1~R6.9.30)	(11) 北野線(慧華経由、すま いる終点)	古賀茶屋駅	慧華の湯	コスモすまいる北野	往 15.1km 復 15.1km	50日	25.0回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留 所にて接続	③
	安全タクシー(有)	(4) 善導寺循環(いこい通 過)	プラザ善導寺	大城駅	プラザ善導寺	循環 14.8km .km	141日	141.0回		路線定期	②(2)	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接 続	③
	安全タクシー(有)	(5) 善導寺循環(小回りあ り)	プラザ善導寺	赤司西	プラザ善導寺	循環 19.2km .km	141日	141.0回		路線定期	②(2)	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接 続	③
	安全タクシー(有)	(6) 善導寺循環	プラザ善導寺	赤司1区 公民館	プラザ善導寺	循環 15.2km .km	141日	282.0回		路線定期	②(2)	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接 続	③
	安全タクシー(有)	(7) 善導寺~Aコープ	プラザ善導寺	赤司西	Aコープ大刀洗店	往 11.8km 復 11.8km	141日	141.0回		路線定期	②(2)	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接 続	③
	安全タクシー(有)	(8) 善導寺~赤司~ドラ コス【主系統】	プラザ善導寺	赤司西	ドラッグコスモス北野 店	往 14.km 復 14.km	141日	141.0回		路線定期	②(2)	西鉄の大城駅と大城駅停留所にて接 続	③
安全タクシー(有)	(9) 北野循環(高良通過)	古賀茶屋駅	コスモすま いる北野	古賀茶屋駅	循環 18.3km .km	151日	151.0回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留 所にて接続	③	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
久留米市 大刀洗町	安全タクシー(有)	(10) 北野循環【主系統】	古賀茶屋駅	ドラッグコスモス北野店	古賀茶屋駅	循環 21.km .km	151日	604.0回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留所にて接続	③
	共同運行(南北野猪口タクシー、安全タクシー(有)) (R5.10.1~R6.5.31)	(12) 弓削線(上り)学習センター【主系統】	古賀茶屋駅	ドラッグコスモス北野店	北野生涯学習センター	往 9.6km 復 9.6km	101日	555.5回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留所にて接続	③
	安全タクシー(有) (R6.6.1~R6.9.30)	(12) 弓削線(上り)学習センター【主系統】	古賀茶屋駅	ドラッグコスモス北野店	北野生涯学習センター	往 9.6km 復 9.6km	50日	275.0回		路線定期	②(2)	西鉄の古賀茶屋駅と古賀茶屋駅停留所にて接続	③
久留米市 みやき町	(有)丸金タクシー	(16) 西ノ島~ゆうゆう(上り)【主系統】	西ノ島	城島総合支所	ゆうゆう	往 17.9km 復 17.9km	148日	222.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続	③
	(有)丸金タクシー	(17) 西ノ島~万年(上り)【主系統】	西ノ島	城島総合支所	萬年内科	往 14.3km 復 14.3km	148日	148.0回		路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の大善寺線と檜津停留所にて接続	③
	(有)丸金タクシー	(20) 江見~アスタラ	江見(郵便局前)	中小路住宅	アスタラビスタ城島店	往 7.1km 復 7.1km	142日	71.0回		路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の大善寺線と檜津停留所にて接続	③
	(有)丸金タクシー	(21) 城島新町~江見	城島新町	中小路住宅	江見(郵便局前)	往 6.1km 復 6.1km	142日	71.0回		路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の江見線と江見停留所にて接続	③
	(有)丸金タクシー	(14) 西青木~犬塚【主系統】	西青木天満宮	城島総合支所	犬塚駅	往 15.1km 復 15.1km	148日	222.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続	③
	(有)くまタクシー	(18) 西青木~万年(下り)【主系統】	萬年内科	城島総合支所	西青木天満宮	往 12.2km 復 12.2km	148日	148.0回		路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の大善寺線と檜津停留所にて接続	③
	(有)くまタクシー	(15) 犬塚~富田	犬塚駅	城島総合支所	富田病院	往 12.4km 復 12.4km	148日	148.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続	③
	共同運行((有)丸金タクシー、(有)くまタクシー)	(23) 三根~ゆうゆう快速(上り)【主系統】	アスタラビスタ三根店	千代島	ゆうゆう	往 19.1km 復 19.1km	142日	213.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接続	③

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
久留米市 みやき町	共同運行(有丸金タク シー、有くまタクシー)	(19) 西ノ島～西青木～ゆう ゆう(下り)【主系統】	ゆうゆう	西青木天 満宮	西ノ島	往 21.4km 復 21.4km	148日	296.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接 続	③
	共同運行(有丸金タク シー、有くまタクシー)	(22) 三根～ゆうゆう(上り) 【主系統】	アスタラピスタ三根 店	筒江東	ゆうゆう	往 23.2km 復 22.9km	142日	284.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接 続	③
	共同運行(有丸金タク シー、有くまタクシー)	(24) 支所～ゆうゆう(下り) 【主系統】	ゆうゆう	筒江東	城島総合支所	往 15.9km 復 16.2km	142日	355.0回		路線定期	②(2)	西鉄の犬塚駅と犬塚駅停留所にて接 続	③
	共同運行(有丸金タク シー、有くまタクシー)	(25) 三根～アスタラ(下り) 【主系統】	アスタラピスタ城島 店	中小路住 宅	アスタラピスタ三根店	往 7.9km 復 7.9km	142日	213.0回		路線定期	②(2)	地域間幹線系統である西鉄の大善寺 線と檜津停留所にて接続	③
		(26)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(27)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(28)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(29)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(30)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	
		(31)				.km .km	日	.0回		路線定期		にて接続	

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。